

添付法令資料 3 :

郵便、テレコミュニケーション及び放送に関する 2021 年 2 月 2 日付
インドネシア共和国政令 No.46 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 郵便事業
 - 第 1 節 通則 (第 3 条ないし第 6 条)
 - 第 2 節 外国郵便との協力 (第 7 条)
 - 第 3 節 行政制裁及び規制権限の委任 (第 8 条及び第 9 条)
- 第 3 章 テレコミュニケーション事業
 - 第 1 節 通則 (第 10 条)
 - 第 2 節 テレコミュニケーションネットワーク事業 (第 11 条)
 - 第 3 節 テレコミュニケーションサービス事業 (第 12 条ないし第 15 条)
 - 第 4 節 特別テレコミュニケーション事業 (第 16 条)
 - 第 5 節 テレコミュニケーションナンバリングの決定 (第 17 条ないし第 19 条)
 - 第 6 節 国際テレコミュニケーション伝送における海底ケーブル通信システムの敷設権 (Hak Labuh) (第 20 条)
 - 第 7 節 テレコミュニケーションインフラストラクチャーの便宜 (第 21 条及び第 22 条)
 - 第 8 節 テレコミュニケーションネットワークのリース及び／又は使用 (第 23 条及び第 24 条)
 - 第 9 節 テレコミュニケーション事業におけるインフラストラクチャーの利用 (第 25 条及び第 26 条)
 - 第 10 節 テレコミュニケーションネットワーク及び／又はサービス事業の料金 (第 27 条ないし第 30 条)
 - 第 11 節 テレコミュニケーションサービスの再販売 (第 31 条)
 - 第 12 節 インターコネクション (第 32 条)
 - 第 13 節 ユニバーサルサービス義務 (第 33 条)
 - 第 14 節 テレコミュニケーションツール及び／又はテレコミュニケーションデバイスの技術基準 (第 34 条ないし第 42 条)
 - 第 15 節 行政制裁及び規制権限の委任 (第 43 条及び第 44 条)
- 第 4 章 ラジオ周波数スペクトルの使用 (第 45 条ないし第 67 条)
- 第 5 章 放送事業
 - 第 1 節 通則 (第 68 条ないし第 77 条)
 - 第 2 節 地上波テレビ放送のアナログ技術からデジタル技術への移行 (第 78 条ないし第 85 条)
 - 第 3 節 行政制裁及び規制権限の委任 (第 86 条及び第 87 条)

- 第 6 章 郵便、テレコミュニケーション及び放送セクターの非課税国家収入に対する
先行権 (Hak Mendahului) (第 88 条及び第 89 条)
- 第 7 章 監督及び管理 (第 90 条ないし第 94 条)
- 第 8 章 雑則 (第 95 条及び第 96 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 97 条及び第 98 条)
- 第 10 章 終則 (第 99 条ないし第 103 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所